

## 吹田市土木部における市民委員選考要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、吹田市自治基本条例（平成18年吹田市条例第34号）第19条に規定する吹田市土木部が所管する審議会等における公募の市民委員（以下「市民委員」という。）の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

### (応募資格)

第2条 市民委員に応募できる者は、原則として、応募日現在において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 1年以上市内に在住している者（過去の居住歴も含む。）
- (2) 18歳以上の者
- (3) 本市の審議会等の委員となっていない者
- (4) 本市の職員でない者
- (5) 主に平日に行う審議会等に出席できる者

### (公募の方法)

第3条 市民委員の募集の周知は、市報すいた及び吹田市ホームページ等により行うものとする。

- 2 募集する人数は、各審議会等で指定する人数とする。
- 3 公募の期限は、その都度定める。
- 4 応募の際に提出するレポートは、800字程度の論文と200字程度の応募動機を記入するものとする。

### (選考委員会)

第4条 選考委員会は、土木部長、土木部次長及び各室の室長等（室長または総括参事のどちらか。以下、同じ。）をもって構成するものとする。ただし、担当理事が所属する室は、原則、室長等ではなく理事が出席するものとする。

- 2 委員長は土木部長をもって充てるものとする。
- 3 審議会等の事務局となる室における室長等または理事は、その都度選考委員会の委員（以下「選考委員」という。）から除くものとする。なお、土木部次長が室長を兼務する場合は除かない。

### (事前審査、採点の方法等)

第5条 提出された応募書類については、あらかじめ担当室長等が事前審査を行い、第2条の各号のいずれかに該当しないとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、審査の対象外とすることができます。

- (1) 第3条第4項に定める文字数と著しく異なるものであるとき
- (2) 誤字・脱字が目立つものであるとき
- (3) テーマと異なるものであるとき

2 選考委員は、前項の審査を経て、第7条の採点基準に基づき採点を行うものとする。

3 採点は、応募者の氏名等を明示せず、任意の番号を付したうえで行うものとする。

(選考期間)

第6条 選考期間は、応募締切り後1か月以内とする。

(採点基準等)

第7条 提出されたレポートについては、選考委員が次の採点基準に基づき、評価点（採点基準に基づき採点した点数の合計点）による順位付けを行い、1位と順位付けした委員数が多い者から、上位とする。1位と順位付けした委員数で決定できない場合は、同数となった者について、2位と順位付けした委員数が多い者を上位とする。2位と順位付けした委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位とし、決定する。その後、募集する人数に達していない場合は、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位とする。いずれの方法でも決定できない場合は、委員会の合議又は多数決とする。ただし、順位付けが上位の者であっても、採点に次項第5号が含まれるときは、市民委員候補から除外するものとする。

- (1) 内容に斬新性及び先進性があること
- (2) 論点が整理されていて、論理の進め方が適正であること
- (3) 自分の意見をわかりやすく述べていること
- (4) 発想が柔軟で、考え方には偏りがないこと
- (5) 誤字、脱字がないこと及び文字が適切であること

2 採点は、次によるものとする。

- (1) 特に優れているもの 5点
- (2) 優れているもの 4点
- (3) 普通 3点
- (4) やや劣っているもの 2点
- (5) 大変劣っているもの 1点

3 第1項の市民委員候補者の中から委員会の合議又は多数決で選出できない場合、年齢、性別等を考慮して、委員長が市民委員を選出するものとする。

(選考結果の報告、公表等)

第8条 委員長は、市民委員の選考後、必要に応じて速やかに選考の結果を市長に報告するものとする。

2 選考結果は、全応募者に通知するものとする。

3 選考委員の職名及び採点基準は、市民委員の選考後、市のホームページで

公表するものとする。

(庶務)

第9条 選考委員会の庶務は、審議会等の事務局となる室において処理するものとする。

附 則

この要領は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年9月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年3月31日から施行する。